

「公印省略」

29 中小振第 1702 号

平成 29 年 8 月 10 日

朝倉市長 }
東峰村長 } 殿

福岡県商工部長

(中小企業振興課金融係)

平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（通知）

標記の件について、別添写しのとおり中小企業庁から周知依頼がありましたので、お知らせします。株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関の融資に必要な証明については、別紙 2 を参考にしてください。

なお、別紙 2 の事業用資産については、従来どおりコンピューターのソフトウェアやデータが含まれると解されますので、御留意願います。



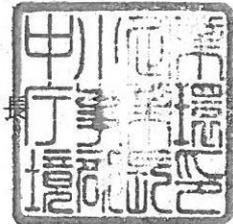
経済産業省

20170808中庁第6号

平成29年8月8日

福岡県商工部長 殿

中小企業庁事業環境部長



平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により
被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（通知）

上記の件について、別紙1のとおり閣議決定され、特別措置を実施することとしたので通知
します。また、株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関の融資に必要な証明については、
別紙2を参考にしていただく旨朝倉市長及び東峰村長あて通知願います。

なお、別紙2の事業用資産には、従来どおりコンピューターのソフトウェアやデータが含ま
れると解されるので併せて通知願います。

(別紙1)

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

〔平成29年8月8日
閣議決定〕

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が受けた被害は極めて甚大であり、これら被災中小企業者等の早急な立ち直りを支援する必要がある。

このため、特に被害の著しい中小企業者等に対する株式会社日本政策金融公庫の災害融資については、特段の措置として、激甚災害の例及び最近の金融情勢に鑑み、下記により、貸付利率の年率を、災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9パーセントを控除した率を基本として設定する。あわせて、危機対応業務を活用し、指定金融機関による災害融資の金利を引き下げられるよう、利子補給を行う。

記

1 特別措置の対象とする者

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰

村の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市村長その他相当な機関から受けたもの

2 特別措置の対象とする貸付金の限度額

1 貸付先当たり融資額のうち1,000万円（中小企業団体にあっては3,000万円）まで

3 特別措置を適用する期間

平成29年6月7日から平成30年2月9日までに災害融資を受ける者について、貸付後3年間

平成29年6月7日から7月27日までの
間の豪雨及び暴風雨災害被害証明書

事業所名 _____
事業所所在地 _____
事業主 _____
事業種類 _____

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()

2. 主要な事業用資産

<資産名>	<被害状況>
①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()
②	〃
③	〃
・	
・	

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名

㊞

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名

㊞